

平成22年第4回土別市議会定例会会議録(第3号)

平成22年12月15日(水曜日)

午前10時00分開議

午後 1時50分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員(19名)

2番	十河剛志君	3番	松ヶ平哲幸君
4番	渡辺英次君	5番	丹正臣君
6番	粥川章君	7番	出合孝司君
8番	伊藤隆雄君	9番	谷口隆徳君
10番	国忠崇史君	11番	小池浩美君
12番	山田道行君	13番	井上久嗣君
14番	岡崎治夫君	15番	田宮正秋君
16番	神田壽昭君	17番	菅原清一郎君
18番	斉藤昇君	19番	岡田久俊君
議長	20番 山居忠彰君		

欠席議員(1名)

副議長 1番 遠山昭二君

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
副市長	城守正廣君	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局長	鈴木久典君
市民部長	有馬芳孝君	保健福祉部長	織田勝君
経済部長	伊藤暁君	建設水道部長	土岐浩二君
朝日総合支所長	川越一男君		

市立病院院長 吉田博行君

教育委員会会長 尾崎学君

教育委員会会長 安川登志男君

教育委員会会長 石川誠君

農業委員会会長 松川英一君

農業委員会会長 山本良文君

監査委員 三原紘隆君

監査委員局長 岡強志君

事務局出席者

議事事務局局長 藤田功君

議事事務局局長 小ヶ島清一君

議事事務局査査主任 東川晃宏君

議事事務局主任 御代田知香君

議事事務局主任 岡村慎哉君

(午前10時00分開議)

議長(山居忠彰君) ただいまの出席議員は19名であります。定足数を超えておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長(山居忠彰君) ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(藤田 功君) 御報告申し上げます。

初めに、議員の欠席についてであります。1番 遠山昭二副議長から欠席の届け出があります。

次に、本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

議長(山居忠彰君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

4番 渡辺英次議員。

4番(渡辺英次君)(登壇) おはようございます。

平成22年第4回定例会に当たり、さきに通告しました件の一般質問をいたします。

まずは、本市における農業の担い手の現状と今後の展望についてお聞きいたします。

北海道の農業は、農業産出額が全体の12%ほどあり、これは都道府県で1番の産出額であります。全国的に産出額が減少傾向である中で、北海道はほぼ横ばいの産出額を維持しております。収穫量でいえば、バレイショ、小麦、タマネギ、カボチャなどは生産量の半分以上が北海道産であり、てん菜については、ほぼ100%が北海道でつくられております。これは、広大な耕地面積を有している北海道の農業が、地域の特色ある農業経営により、生産性の高い農業が展開されてきた結果であると思っております。

しかしながら、農家戸数は減少が続き、65歳以上の比率は増加傾向にあります。当然、本市においても同様のことが言える状況であります。これは、今後の本市における農業を考えますと、憂慮せざるを得ない状況で、今後の担い手の育成が非常に重要であり、更に力を入れなければならないと思っております。

現在、本市においては、士別市農業農村活性化計画を策定実行しているところであり、人づくりというテーマの中、担い手の育成や支援をする体制づくりをしております。また、新規参入者の受け入れ態勢の整備にも努め、推進しているとのことでもあります。しかし、この農家戸数の減少が続いていることを考えますと、今後は新たな施策が必要ではないかと考えるところであります。

そのような中、本市では、農家の後継者などの若き青年者たちで結成している団体等もあり、これからの農業を若い目線で一生懸命に構築していると聞きます。今後の本市における農業を担う核になるであろうと期待をしているところであります。

このように、若き後継者たちはやる気を持って農業に従事し、これからの新しい農業を考えております。この若くて、やる気を持っている農業従事者がはつらつとして農業を営む、そんな本市ならではの農業を確立することが、新規参入の推進にも必要となるのではないのでしょうか。

農業は、生きていく上で非常に大切な食をつくる業種であることを考えますと、行政の力をもって、更に優遇措置をとっていただきたいと考えますが、今後の担い手不足解消のための新たな施策等お考えがありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

また、今後の展望として、先ほど話しました土別の農業の確立という部分で、安心・安全というところに着目をいたしました。

日本の農業は、昔から品質には十分に留意をし、生産者も自信を持って作物を出荷してきました。これは、ひとえに生産者の持っている責任感と自尊心のたまものであると感じるところであります。しかしながら、一部で数年前からたびたび起こりました食品不正表示や、残留農薬の問題など、消費者からの食に対する安心・安全の信用を失ってきた経緯もあります。もちろん、今後そういったことが起こらないよう、生産者を初め農協でも生産工程での管理徹底をしております。

そして、生産工程の管理を徹底し、明確にするためにGAPという取り組みがあります。GAPとは、農作業の各工程で定められた基準どおりの作業を記録し、改善点はきちんと改善、農薬に関しても基準どおりの使用で、記録も残すといった生産工程の管理であります。農林水産省でもGAP取得は推奨しており、今後の農業の生産工程の管理では、基本になり得るものと考えております。

GAPに関しては、国内ではJGAPが主流であり、ほかには各団体独自で行っているGAPも幾つかあります。その中で、ヨーロッパを中心とし、世界基準で取り組みをしているのがグローバルGAPであります。本市においても、本年3月に6名の生産者とJA北ひびきがグローバルGAP団体認証をされたことは、報道にも出たとおりであり、日本国内でも非常に数少ない認証内容であるとのことでした。

グローバルGAPに関しては、世界基準の管理内容の定義であることから、管理する上で、農作業以外でも非常に労力を要することと、認証を受けるためにかかる費用等の問題もあり、現状の経営の体制上、取得するのはなかなか難しいということも考えられます。しかし、本市の今後の農業の展望として、安心・安全な農作物を提供するのであれば、GAPを取得する生産者が増えることは、市にとっても非常にプラスになることだと思うわけです。また、生産者側としても、更に責任感と自尊心を持った農業を営む基準にもなり得るのではないのでしょうか。

このように、今後本市における農業は、更に先進的な取り組みが重要だと考えますが、本市としても、取り組みに対する情報提供や指導、あっせんなどにはできないものではないでしょうか。御見解をお聞かせください。

次に、行政改革の観点から質問いたします。

今日における我が国の社会情勢は、非常に厳しいものであることは、国民のだれもが考えているところであります。行政改革が取り組まれてきたのは、まだ経済が右肩上がりからであり、今現在、このような厳しい時代になると、それは更に拍車をかけて取り組むべきだということは、言うまでもありません。国は今日、地域主権を推進しているものの、その内容は権限や財源が伴っていないという状況にあります。それは、地域主権の推進のあり方自体が、中央主導だからだと考えるところであります。トップダウン型の構想ということになります。そして、子供の教育の面や一般社会でもトップダウン型が多いということが、この国の現状ではないかと考えるところであります。

私は、これからの行政改革を考えますと、トップダウンだけではなく、ボトムアップも有効に活用すべきだと考えます。市役所において言えば、市役所の行政改革は、市民の声を大きく反映させることが重要と考えます。当然それは、市役所は市民サービスを提供する場だからであります。ボトムアップにより、多数の情報を手にして、最終的にはトップがどう判断するか、そういった柔軟な手法が行政に求められているものと考えます。

本市では、土別市行財政改革大綱を初めとして、各種実施計画等を策定し実施しているところでありますが、現時点で計画どおりに実施できているのか、そして、その計画は市民の声を反映されているものなのか、御答弁いただきたいと思います。

次に、人事配置と職員のスキルアップについてお聞きいたします。

市役所本庁はもちろんのこと、市直営の施設も同様であります。管理職というのは業務に対する責務があるということは言うまでもありませんが、それだけではなく、部下を指導、育成する立場でもあるわけでありまして。そして、市の直営の施設ともなれば、所長などの施設の長は、経営者にもならなければならないと考えております。民間企業も同じであります。社長や管理職がどう部下を育てるか、そしてどのように企業に生かす使い方をするのが非常に大切だと思うわけで、それが直接的に経営を左右することにもなると考えております。

民間の企業も高度経済成長の時期は、トップダウン型の経営体制が多かったと聞きますが、今日では、会社の力を有効に生かすために、下からの声を吸い上げて、それを内部改革のためにどう生かすかというボトムアップ型も取り入れていると聞きます。今後、市役所は、職員定数の問題も含め、更に内部の機構には見直しが求められると考えますことから、適正な人事異動や行政改革に対する管理職の意識向上、スキルアップが必要と考えます。

そこでお伺いしますが、特に本庁以外の施設など、確立した経営能力や責任能力を持たせるために、どのような措置を講じているのでしょうか。また、その成果は見られているのでしょうか。市民サービスの観点からも、今以上の意識改革に努めていただきたいと考えます。首長であります牧野市長にお伺いしますが、今日における市役所の行政改革の実績、そして手ごたえ、また、今後における意識改革の徹底についての御所見をお聞かせください。

最後に、子育て日本一についてであります。

牧野市長のマニフェストの中にある子育て日本一を目指す上で、子供を育てている親として

の立場からも実現に向けて最大限の協力、努力をする上で、一つの提案をさせていただきます。

先般、10月24日から民生福祉常任委員会にて、道外行政調査に行っていました。その中の徳島県徳島市にて調査した事項で、「徳島市子育ての文化を創造するための社会の役割に関する条例」というのがありました。調査前から非常に興味深い調査項目であり、当地では、ぜひその行政側の志を感じてきたいと思い、調査に臨みました。少し内容に触れてから、提案に入らせていただきます。

徳島市でこの条例が制定されたのは、平成21年9月であります。制定された背景には、近年における核家族化の進行や、人の価値観の多様化、就労形態の変化により、子育てに対しましても孤立化になったり、不安感や負担感が増大しているということがあります。条例の内容は、当然子供を中心に考えた内容になっており、市、親、地域、企業、そして市民一人一人の子育てにかかわる責務、役割が取りまとめられておりました。

子育てに関しては、本市においても同様に核家族化、そして子育て環境の問題や不安を持っていると考えられます。牧野市長もその問題には真正面からぶつかり、そして数々の施策、取り組みを展開していただいていると考えているところであります。市民にも浸透してきましたこども・子育て応援室を中心に、子育てに関することが集結した体制づくりにも力を注いでいただきました。これからも、ますます土別の宝である子供、子育てには鋭意改革をお願いするところであります。

そこで、提案をさせていただきます。

現在本市においては、まちづくり基本条例や、子どもの権利条例、議会においても議会基本条例が検討されております。どの条例も子供に関して触れる内容になることが考えられますが、私は新たな形で、徳島市のような子育て環境にかかわる市全体のかかわりを盛り込んだ、独立した条例の制定をするのがよいのではないかと考えているところであります。その理由であります。子育てに関することや、市民同士の人と人のつながり、そしてこれからの人口減少を踏まえた土別の展望を考えますと、短期間ではなく長期に及ぶ施策として、子育て環境の改革をしなければならないと考えるからであります。そうして、土別の子育て環境を確立し、そこで子供が育ち、大人になった子供たちが、その環境を土別の大切な文化として受け継いでいくことが、これからの本市における子育て環境の展望ではないかと考えているところであります。

また、子育て環境の向上には、行政からの施策だけでは実現には向かいません。やはり、親、地域、市民一人一人の意識改革が必要であります。条例を制定することで、親や市民が意識の向上を目指すべきと考えております。そして、条例を制定するだけでなく、制定後にいかに周知をし、理解を得られるかが大事だと思っております。まずは、その部分からじっくりと築き上げ、市民と一体となり、新しい土別の文化をつくる時ではないかと感じております。牧野市長の子育て日本一を目指す市政を一つ一つ実現させるためにも、ぜひ御検討をお願いしたいと考えるところであります。市長からの希望ある御答弁をお願い申し上げます、私からの一般質問を終わります。（降壇）

議長（山居忠彰君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） おはようございます。

渡辺議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に私から、行政改革のための市職員の意識改革について答弁申し上げ、本市における今後の農業の展望については相山副市長から、子育て日本一を目指す上でについては保健福祉部長から、それぞれ答弁申し上げます。

まず、行政改革についてであります。国、地方を通じた厳しい行財政環境の中、国は平成17年3月に、地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針を策定し、各地方公共団体に対し、より一層の積極的な行政改革の推進を求めたところであります。

本市においても、国の指針を踏まえ策定した土別市行財政改革大綱に基づく実施計画を、庁内組織であります行財政改革推進会議が中心となり、市民の声や職員から募集した事務事業の見直し提案などを取り入れ、平成18年に策定したところであります。

そこで、この実施計画の進捗状況であります。21年度末までの実績といたしましては、全改革プログラム148項目のうち実施したものが91項目で61.5%、一部実施が36項目で24.3%となり、一部実施と実施を合わせますと127項目85.8%の実施率となっております。年度途中ではありますが、22年度においてもすべてのプログラムに着手しており、おおむね順調に進捗している状況にあります。

また、こうした取り組みに対する市民の意見の反映についてであります。行財政改革に対する市民の意見を聞く場として設置されております行財政改革懇談会において、計画の策定段階はもとより、毎年の取り組み状況についても協議と御意見をいただく中で、計画の推進に努めているところであります。

この実施計画は、本年度で前期集中期間が終了することから、現在、平成23年度から27年度までの新たな実施計画を策定すべく準備を進めているところであり、後期計画においては、前期計画から継続していく項目の検証も含めた行財政改革懇談会での御意見を初め、本年度から実施している市長への手紙、市民の声ボックス、地域政策懇談会などに寄せられた市民の声も参考に、これまで同様、職員からのボトムアップ型の提案も取り入れながら、更なる行財政改革の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、人事配置と職員のスキルアップについてお尋ねがございました。

本市では、職員の資質向上を目的として、平成18年に土別市職員人材育成基本方針を策定し、この中で、人事管理、職員研修、職場の環境づくりを3つの柱に仕事に対する取り組み姿勢、職員としての階層別に要求される能力、更には目指すべき職員像を示したところであります。

人事管理における人事異動は、職員を活性化させるとともに、職員の能力開発という面でも重要な役割を担っております。新規採用職員にあつては、採用後の10年間程度は管理部門、事業部門など多様な分野の業務に携わることで、幅広い知識と経験を身につける中で、公務員としての基本的な能力の向上を目指しております。また、昇任等により、困難な職務を担当する

ことも職員にとって能力開発の一つの契機ともなり、特に管理職については、職場の中心的な存在として職員の士気の高揚、自己啓発の推進、業務の遂行の観点からも重要な役割を担うことから、昇任に当たっては能力、人物等を重視した登用に努めているところであります。

このように人事管理に当たっては、まずは組織として最大の効果を上げることを第一に、職員の適正と能力を把握し、適材適所の配置を行いながら人材育成に努めております。

そこで、本庁以外の施設等に勤務する管理職についてのお尋ねであります。

本庁以外の施設につきましては、市の組織機構上、部に属しておりますが、専門的な業務を担う施設は多く、所長等は管理職として市政全般に通じることはもちろんのこと、業務に対する専門的知識の習得を初め、長期的展望に立った効率的な施設運営に努めなければなりません。また一方では、職員の指導育成と職場の活性化を図り、組織としての目標や方針を決定し、業務を遂行することも求められておりますことから、行政経験や資格等を十分に勘案しながら配置し、適切な施設管理と運営に努めているところであります。

施設等の管理職に限らず、各管理職にはその職責に求められる職員像を目指すため、指定研修の受講とともに職場の業務に応じ自己研さんを図りながら、一層の資質向上を図ることを求めていますし、それぞれの職場での課題を職員全体で共有しながら、その目標達成に取り組む環境をつくっていくことを強く期待しております。特に、研修については、新たな知識や技能を得ることで、行政サービスを向上させる有効な方策でありますことから、管理職、一般職を問わず、あらゆる機会をとらえて参加していくことで、職員のスキルアップを図ってまいりたいと考えております。

また、社会情勢が著しく変化する中で、今後、職員に求められるものは意識改革であります。今までの仕事を地道にこなしていくといった前例踏襲型の業務遂行ではなく、新しい課題に果敢にチャレンジしていくバランスのとれた職員となることが望まれ、常に市民の視点に立ち、行政サービスの質を絶えず向上しようとする意識に変えることが重要であります。

そこで、本年4月からは、職員も役所のカウンターを越えて積極的に市民の輪の中に出向き、市民の声に謙虚に耳を傾けなければならないと考え、118名の管理職をもって構成する地域担当職員制度をスタートさせたところであります。これまで、ひとり暮らし高齢者実態調査に取り組み、現在は各自治会との共催により地域政策懇談会などを通して、各地域における課題等の把握に努め対応することで、管理職としての資質向上や意識改革に大きな役割を果たしているものと自負しているところであります。更に、これらの意識改革を推進するためには、人事管理や研修制度の整備充実を図ることが基本となりますが、特に今後は、職員がみずから学びたいことをみずから進んで学ぶ自学自習が重要であり、これまでの教えてもらう、だれかがやってくれるなどの受動的な意識から、みずから積極的に学び、成長する能動的な職員の育成に努めてまいりたいと考えております。

以上申し上げて、私からの答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君）（登壇） 私から、本市における今後の農業の展望についてお答えいたします。

本市は、北海道における有数の食料供給基地として先人たちのたゆみない努力により、さまざまな時代の変化を乗り越えて、今日まで発展したところであります。

しかしながら一方では、農業農村を取り巻く情勢は農家人口の減少や、高齢化の進行により厳しさが増していることから、農業の担い手確保は極めて重要な課題であり、たくましいまちの創造のためにも、多様な担い手の確保を図る人づくりを推進していかなければならないと考えております。そこで、担い手不足解消のための新たな施策等に関する考えについてお尋ねがございました。

本市では、士別市農業農村活性化計画を策定し、農業農村の担い手確保と育成の推進を柱として、担い手支援協議会が各種の相談や指導に当たるとともに、市外からの新規就農者の確保に向け、東京や札幌で開催される就農相談会に参加し、士別市農業の支援制度などをPRしながら担い手の確保に当たっているところであります。

更に、新規就農予定者、後継者への研修助成事業や、経営規模の拡大に伴う借入金に対する利子助成、農村女性活動支援事業など、各種の施策の取り組んでいるところでもあります。

しかしながら、今日の農業を取り巻く情勢は、今議会でも取り上げられておりますTPPを初めとする自由貿易に向けた動きや、国による農政の転換など日々変化の中にあります。このような中で、担い手確保にかかる施策も迅速で柔軟な対応とすることが必要と考えるものであります。したがって、今後においても農協や農業改良普及センターとも連携を図りながら、例えば農・商・工・消が連携する取り組みなど、意欲ある新たな動きがあるときには、その内容に応じて積極的に支援していきたいと考えており、魅力ある農業農村づくりを通して、担い手確保、育成の推進につなげてまいりたいと存じます。

次に、安心・安全な農作物の品質の管理についてであります。

本市では、これまでも農産物の生産において、土づくりをその基本として農地の基盤整備を図るとともに、堆肥の施用や地力作物の導入、輪作体系の確立を推進してきたところであります。

渡辺議員のお話にもありました、生産者みずから農業生産工程における管理を実践するGAPの取り組みが確実に進んでいることは、安心・安全な農産物を生産する産地として、市場や契約先への信頼がより一層高まるものであります。また、農業が持つ多面的な機能として、環境への負荷を低減する農地・水・環境保全活動の取り組みが平成19年度から始まったことで、特に、有機質資材を施用する一方で、化学肥料や農薬の使用低減に取り組み、持続性の高い農業生産を実践するエコファーマーの認定を受けて、カボチャやバレイショなどの作付も行われております。安心・安全という消費者の求める農産物の生産は、農業者みずからの生産活動における取り組みとして実践されるものでありますが、そこでは栽培管理等における労力や費用面での負担も大きいわけでありませう。

一方、このことで価格面での有利販売にすべてがつかないという実態もありますが、今後も生産者がGAPや、すぐれた営農活動の取り組みを通して、差別化による有利な価格や、契約販売による安定した販路の確保など、農業経営の安定が図られますように生産者との情報交換とともに、技術指導について農協はもとより、普及センターとも十分連携を図りながら、土づくりを基本とした農業生産活動の推進を図ってまいります。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 織田保健福祉部長。

保健福祉部長（織田 勝君）（登壇） 私から、子育て日本一を目指しての子育て環境条例制定についてお答えいたします。

子育てをめぐる今日の環境は、核家族化の進行や地域コミュニティの希薄化などから養育力が低下し、子育ての負担が子供の親、特に母親に集中する中で、育児などに悩み、孤立する子育て家庭の問題が顕著となっており、保育施設等におきましても、生活環境の多様化に対応した保育サービスだけでなく、子育て家庭への総合的な支援が重要な課題となっております。

こうした家庭や地域の養育力低下に対応するため、市がすべての児童や子育て家庭への支援を積極的に行っていくべきとの考えから、本年4月より、こども・子育て応援室を設置するとともに、新規事業や現行事業を拡大しての放課後子ども教室の開設、特別保育推進事業、小・中学生の医療費無料化、つどいの広場「きら」の拡充など各種の施策を実施するとともに、11月にはこうした施策全体をまとめた子育て支援ガイドブックを作成し、市民周知を図ったところであります。

ただ、子育て支援は行政だけではなく、地域や市民の総意による子育て支援体制を実現し、家庭や地域の養育力を引き上げることが重要なことから、市内商店街の協力を得る中で、地域全体として子育てを支援する取り組みの一つとして、本年6月より子育て支援パスポート事業を実施いたしております。

また、子育て中の母親の不安や負担を和らげることが必要であり、このため、子育て家庭相互の気軽な交流や情報交換の場としての子育て支援センターの運営とあわせ、育児の負担軽減を図ることのできる一時保育事業などを実施しており、特に、23年度の保育園新築に当たりましては、こうした施設の更なる充実を図り、お母さん方の自主的な交流サークルが利用できるスペースを設置することで、市民による子育てサークルの輪の拡大を推進し、そのネットワーク化に取り組んでまいりたいと考えております。

そこで、こうした地域全体で子育てにかかわることを盛り込んだ子育て環境条例の制定についてであります。

市は現在、（仮称）まちづくり基本条例や子どもの権利条例の制定に向けて検討を進めているところであり、まちづくり基本条例につきましては、市民による検討委員会が設置され、子供や青少年のまちづくりへの参加などにつきましても検討が行われているところであります。

また、子どもの権利条例につきましては、本年度、今後の条例制定に向け札幌市、奈井江町、幕別町などの先進地調査を積極的に実施するとともに、本年10月12日に、札幌市アシストセンターこども救済委員の市川先生を迎え、市民参加により「子どもの権利推進講演会」を開催したところであります。こうした地域全体での子育て支援及び子供の権利の遵守といったことにつきましては、市民の深い関心と理解が何よりも大切なことと考えますので、今後とも引き続き子供の人権や子育て支援について、講演会及び各種の会議、会合等を通じ市民周知に努めてまいりたいと考えております。

現在、制定を検討いたしております子どもの権利条例につきましては、子供の最善の利益を推進する基本的理念や、具体的な施策を規定した総合条例として制定いたしたく考えており、この中に子供の生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利を定め、この実現を図り、もって心身ともに健やかに成長していく子供の育成が極めて重要であり、このためには行政はもとより、家族や地域がその役割を果たすことが肝要なことであると考えております。

したがいまして、渡辺議員御提言の徳島市の条例につきましては、市民一人一人が子育てを通じ、地域の人と人とのつながりを再構築し、子育て環境を確立するための市や、保護者、地域などの責務、役割などがつぶさに定められておりますことから、これらの趣旨を本市の条例の中に盛り込むとともに、今後、子供や市民と十分意見交換を行い、協議を重ねながら本市の地域性に即応した子どもの権利条例の制定に努め、子育て日本一のまちづくりを目指してまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 13番 井上久嗣議員。

13番（井上久嗣君）（登壇） 平成22年第4回定例会に当たり、通告いたしましたとおり一般質問をいたします。

初めに、流雪溝に関する質問をいたします。

私は、平成19年3月の予算審査特別委員会にて、流雪溝に関する質問をさせていただきました。その質問の骨子は、平成7年から運用が開始された流雪溝が、市街地の空洞化や高齢化などによって未投雪箇所が増える一方であり、その対策を提言したのですが、その答弁としては「近々の課題としてそれらの解消法を十分検討を進める」といただいた次第です。

あれから4回目の冬を迎え、運用開始から15年が経過いたしました。しかしながら、大きな改善策が進められているとは感じないのが現況です。高齢化が進む市街地では、もはや投雪は限界というため息まじりのお話を、高齢者の方からいただく機会が少なくありません。国道、道道、市道の主要道路を中心に供用されているため、車道幅、歩道幅とも広く、降雪が多いときに道路縁石付近に集められる雪は、大量のものとなります。投雪時間前に投雪口付近に雪を集めて、1日20分間2回の投雪時間内に投雪作業を行うのですが、特に、御高齢の世帯では、降雪の多いとき、投雪が終わらない場合も少なくありません。時間内に投雪ができない場合は、次の時間帯に投雪をすればよいとも言われますが、除雪の雪山は時間経過とともにかたく固ま

り、ますますきつい作業となりますし、そのような状況の中で降雪が数日続くと、もはやお手上げ状態となってしまう場合が見られます。

そこで、高齢者の方などは、本市の除雪サービスを申し込む方法もあります。この制度では、一定の基準をクリアすれば除雪や流雪溝への投雪を無料で受けられますが、この除雪サービスで、流雪溝の投雪サービスを受けられている方はどのくらいなのでしょう。

さて、この除雪サービスの現在の基準では、世帯収入額が生活保護法に基づく最低生活認定額の1.2倍を超えないことが要件の柱となっており、例えば国民年金加入者だった70歳代の高齢者夫婦で、老齢基礎年金のみを受給している世帯では、この方法で算定するとサービスの対象外となってしまいます。生活保護法で算定される生活扶助の年齢別基準額は、60歳代より70歳代のほうが低いため、60代後半で除雪サービスを受けていた御夫婦がいたとした場合、70歳代になったために除雪サービスが受けられなくなることとなります。したがって、このような方法で算定した場合、投雪が困難な世帯は、独自にシルバー人材センターなどに投雪を依頼しなければならないこととなります。土別市シルバー人材センターにお聞きいたしますと、12月1日現在で、独自に流雪溝投雪の依頼を受けている件数が90件を超えるとのことでした。この中には、大きな事業所や寺院なども含まれますが、多くは個人宅や零細個人商店からの依頼となっているようです。その投雪作業にかかる費用ですが、投雪の前後作業を含めて1回1時間で、投雪作業員1人につき1,360円となっており、降雪量にもよりますが、投雪作業員1人をお願いすると、多い月で1カ月当たり3万円ほどの負担となるそうです。さきの老齢基礎年金のみの御夫婦などでは、到底負担できないのが現実であります。

そこでお尋ねいたしますが、このような70歳以上の夫婦世帯が申請に来た場合、除雪サービスが該当となるよう算定方法の早急な改善とあわせ、現在の除雪サービスを見直しするなどして、流雪溝の投雪作業が困難になった世帯の救済範囲を広げるべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、投雪はされているものの、投雪が追いつかない部分の雪山の排雪を一定の基準をつかった上で行うなど、空き地、空き家など未投雪箇所とあわせた補助的な排雪を進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。ぜひ、国道、道道、市道とありますが、道路管理者で協議を進めていただきたいと思います。

本年は、ひとり暮らし高齢者世帯の実態調査が行われました。来年度は、高齢者夫婦世帯も調査されると聞いています。これらの調査で把握された実態を、これからの雪道対策にどのように活用するのでしょうか。現在の状況を今後更に放置すると、未投雪箇所の拡大はもとより、雪道の安全確保も低下するなど、流雪溝の本来の機能が大きく失われていくものと考えますので、早急な対策をお願いして、次の質問に移ります。

市長のマニフェストに、公営住宅との複合店舗の建設があります。経済建設常任委員会では、さきの10月に行いました道外行政調査において、調査項目の一つとして、先行して公営住宅との複合店舗を建設している大分県別府市において調査を行いました。

別府市では、平成2年度に市街地の高度利用と都市機能向上を目指し、再開発計画として浜脇という地区に21の店舗と2棟115戸の公営住宅を建設し、市直営にて店舗を分譲いたしました。しかしながら、8店舗が売れ残り、賃貸に変更して何とか店舗を埋めたものの、現在では地元信金が抜けるなど空き店舗が大きく目立つ状況となっています。

その10年後の平成12年に、松原という地区に店舗併設の市営住宅37戸を建設し、1階部分約20店舗の入居を募集しましたが、応募は4業者のみで、その後出店は撤回され、現在店舗予定だった1階部分は、JAの朝市に週2回利用されるのみという結果でありました。別府市の総面積は125平方キロメートルで、本市の11%ほどの行政面積に、12万人が住む人口密度の高い地方都市であります。結果は惨たんたるものとも言えます。行政主導による安易な複合施設の失敗例としては、非常に勉強になったのも事実であります。

顧みれば、本市におきましても、ほぼ半世紀を迎える開発公社が所有する駅前ビルも、1階が店舗、2階が事務所、3階以上が公営住宅で、同じような発想でつくられたものであり、1階においては、店舗としての入居者は時とともに大きく減少していった歴史があります。

そこでお尋ねいたしますが、土別まちづくり推進協議会において、公営住宅との複合店舗を含めたコンパクトなまちづくりを検討されているところですが、庁内においてもまちなか居住推進プロジェクトを立ち上げられ、公営住宅との複合店舗はもとより、コンパクトなまちづくりの推進の検討を重ねられているとお聞きしていますが、プロジェクトは現在までどのように進んでこられたのか、また、現況としてどのような検討協議がなされているのかお答えください。また、土別まちづくり推進協議会とはどのように連携しているのでしょうか。

昨年の質問で述べましたが、この計画は単なる公営住宅を中心商店街に建設するのが目的ではなく、コンパクトで生活と密着した商店街づくりと、中心市街地の活性化が主眼と考えますが、いかがでしょうか。本市の中心商店街の状況を考えると、建設地に土地や店舗、住宅を保有する商業者が、保証で新店舗や住宅が確保される場合などを除いて、店舗の分譲は極めて難しく、相応の家賃設定での賃貸でも入居される業者は、限りなく少ないと考えられます。独立開業意識の高い若者などの起業につなげるためにも、また、不足業種の補充するための出店者を募る上でも、極力低いハードルで出店できるような方法を考えることも重要ではないでしょうか。半世紀たって、第2の駅前ビルを建設して成功するのでしょうか。ぜひとも、別府市のような反省例を参考にして、安易な計画にならないための熟考を重ねていただくことをお願いしたいと思います。

さて、本市の振興を図る上で、市長のマニフェストに農・商・工・消による戦略会議を21年度中に組織するとありましたが、現在どのような形で進められているのでしょうか。また、本市の振興に向けて、どのような協議検討がなされているのでしょうか。

平成20年5月、農林漁業者と食品産業等の商工業の連携による新事業を支援するために、農商工連携促進法が成立して以来、5年間で500件の優良事業を創出しようという施策が農水省、経産省で進められています。その先駆的な事例を集め、農商工連携88選として、平成20年4

月にも公表もされています。本市の豊富な農林畜産物に付加価値をつけて商品化するなど、市長のリーダーシップのもと、オール土別で戦略をつくり上げる実効性の高い会議体を目指していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

この連携でつくり上げられた成果は、さきの中心市街地の活性化にかかわるハード事業と大きくリンクしてくることも十分に考えられます。文字どおり、戦略を練る会議体となっていくことを期待して、次の質問に移ります。

現在、市長のマニフェストである公認パークゴルフ場の建設に対し、さまざまな場所で市民の意見を聞かれています。そこで、財政的な部分をお聞きいたします。

公認パークゴルフ場をつくとすれば、どこが最適かという意見収集などの市民との対話を各地で行っています。市内数カ所の候補場所が挙がっているようですが、土別市土地開発公社が所有するつくも用地に関して、御質問をいたします。

土地開発公社は、都市基盤整備のために、市に成りかわり土地を先行取得することが大きな役割でしたが、その歴史的役割が終わるとともに、その整備のために、国が平成21年度から25年までの期限つきで制度化した第三セクター等改革推進債の活用により、全国各地で土地開発公社の解散が進められています。これによって、塩漬けの土地を市が買い戻すこととなり、本市においても、平成25年度までに土地開発公社を解散する意向と聞いています。

つくも用地は、平成11年に道立スポーツセンター建設の用地として先行取得いたしましたが、残念ながらその実現は困難となり、現在その活用は白紙状態であります。

そこでお聞きしますが、第三セクター等改革推進債を活用する場合、国の特別交付税の算定に含まれると聞いていますが、その交付額は多くは望めないとも聞いていますが、いかがでしょうか。

更にお聞きいたしますが、仮に土地開発公社が所有するつくも用地に公認パークゴルフ場を建設する場合は、その土地取得に対して合併特例債を活用できると考えますが、そうすることにより、土地開発公社からつくも用地を市が買い上げる土地代に対して交付税措置がなされ、結果的に公社解散にかかる取得費用が縮減されることとなります。そのようにした場合と、つくも用地以外に建設する場合の土地開発公社解散にかかる実質的な財政負担の差はどのくらいなのでしょう、お答えください。

さて、現在市立病院の経営は、病院改革プランの収支計画を大きく下回り、特に、来年度以降は、現院長の退職、内科医2名の減少などにより、病床の縮小も余儀なくせざるを得ない緊急事態であり、収支予測はもとより、改革プランの見直しにも手をつけられない状況であります。

平成22年度においては、現在の改革プランに沿った一般会計からの繰り入れは約8億1,000万円であり、年度末までに発生する収支不足は4億に迫るかもしれないとお聞きしています。これを一般会計で一括処理をすると、合わせて約12億円が病院会計に補てんすることとなります。例えば比較いたしますと、本市の市税収入は、22年度予算ベースで22億円弱であります。

12億円という金額は、いかに巨額なものか改めて理解できるものです。更には、来年度以降は更なる収支不足も予測されます。今後、合併効果も薄れ、本年の国勢調査による人口減少による交付税の今後の減額なども考慮しますと、増え続けるかもしれない病院会計の収支不足をいつまでも一般会計で支えていくのは、大変難しいことと考えざるを得ません。市立病院が大変なときに、公認パークゴルフ場の建設は急ぐべきではないという市民も声も少なくありません。私も市立病院の運営に一定のめどがつくまで、緊急性の高くない事業は思い切って延期をする判断も必要と考えます。市長のお考えをお聞かせいただいて、私の一般質問を終わります。

(降壇)

議長(山居忠彰君) 牧野市長。

市長(牧野勇司君)(登壇) 井上議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に私から、土地開発公社所有地及び公認パークゴルフ場建設について答弁申し上げます、流雪溝利用の現状と今後については城守副市長から、公営住宅との複合店舗と活性化事業及び農・商・工・消戦略会議については経済部長から、それぞれ答弁申し上げます。

本市事業計画の推進に関し、土別市土地開発公社が所有するつくも用地についてのお尋ねがございました。

このつくも用地は、平成11年に総合スポーツセンターの建設用地として、当時市内の建設業者が所有していた用地約6万8,000平方メートルを、土地開発公社が2億7,500万円をもって先行取得したものであります。用地取得後は、道北圏域におけるスポーツ振興の拠点施設となる道立総合スポーツセンターの誘致を目指し、土別市を中心に上川、留萌、宗谷管内の全市町村による誘致促進期成会を組織し、北海道に対し要望活動を行ってきたところであります。しかしながら、平成14年に道が示した施設整備方針で、3カ年中は30億円以上の施設の新規着工は原則行わないことが明記され、それ以降も消極的な考えが示され、平成20年の道の新たな行財政改革の取り組みにおいても、道立での施設整備は困難との見解が示され、これを受け期成会役員会で協議の結果、これ以上誘致活動を継続することは困難とされ、平成21年9月に誘致期成会を解散した経緯がございます。

井上議員お話しのとおり、土地開発公社については、一定の都市基盤整備も済んだことからその役割も終わりつつあり、道内各地の公社も解散している状況にあります。そこで、土地開発公社を解散し清算する際、第三セクター等改革推進債を活用した場合の特別交付税についてであります。

第三セクター等改革推進債は、国が平成21年に第三セクター等の抜本的改革を集中的に行えるよう、平成25年度までの時限措置として、第三セクター等の整理または再生のための経費に地方債を活用できるよう設けた特例措置であり、起債の償還に当たっては、元金に対する交付税補てんはありませんが、利子に対して特別交付税が措置されるものであります。

本市では、特例措置のある25年度までに土地開発公社を解散し、清算することを総合計画にも盛り込んでおりますが、清算する際には、これまでに市が公共施設建設を目的に公社を利用

し先行取得していたつくも用地や病院公宅用地、多寄公営住宅用地の公有用地の簿価額2億8,100万円について、この三セク債をもって買い戻し、公社としては市からの短期借入金2億3,700万円の返済に充てる計画であります。なお、この場合の特別交付税としては、償還利息の2分の1が補てんされるものであります。

次に、公認パークゴルフ場をつくも用地に建設した場合と、つくも用地以外に建設した場合、土地開発公社解散にかかる実質的な市の財政負担の差についてであります。

土地開発公社が所有するつくも用地を、公認パークゴルフ場建設に伴う事業用地として取得した場合、その財源対策として合併特例債、あるいは過疎債も用いることが可能であり、仮に合併特例債を用いた場合は、現在の簿価額2億7,500万円の95%に起債が充当され、なおかつ元利償還の7割は交付税で措置されるため、実質的な市の負担は約9,200万円程度と試算しております。

一方、つくも用地以外の候補地にパークゴルフ場を建設した場合にあっても、その財源対策として合併特例債、あるいは過疎債を用いることができますので、金額の大小はあっても実質的な負担割合は同じであります。

お尋ねの土地開発公社の解散に伴う市の財政負担といった観点で申し上げますが、公社解散の際には、つくも用地を初めとする2億8,100万円の公有用地を市がすべて買い戻すことを前提に比較しますと、まず、本市の土地開発基金1億8,000万円を一部充当し、残額を三セク債で充当する方法、次に、すべてを元利償還に対する補てん措置がない三セク債を充当する方法、次に、パークゴルフ場の事業用地として取得し、合併特例債あるいは過疎債を活用するなど、3つの手法を単純に比較すれば、元利償還に対し交付税が措置される起債を活用した方が、財政上極めて有利であることは明らかであります。

しかしながら、本件の取り扱いにつきましては、昨年第4回定例会における斉藤昇議員にもお答えしたとおり、パークゴルフ場建設にはおおむね1億5,000万円を見込み、これにつくも用地の取得費2億7,500万円を加えますと4億2,500万円に及ぶ大きな事業となるだけに、現在自治会と地域担当職員により開催している地域政策懇談会において、4つの候補地の概要やメリット、あるいは課題も具体的に提示し、公認パークゴルフ場建設のあり方について市民の声を伺っているところであります。

御承知のとおり、パークゴルフ場の建設については、私のマニフェストに盛り込んでいる事業ではありますが、現下の財政状況や市政における課題を考慮することも重要であります。建設に当たっての方針を決定していくためには、広く市民の皆様の御意見を聞くことも大切なこととありますし、同時に議会にも御相談させていただきながら、慎重に判断してまいりたいと考えております。

以上申し上げます、私からの答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 城守副市長。

副市長（城守正廣君）（登壇） 私から、流雪溝利用の現況と今後についての御質問にお答え申

し上げます。

本市の流雪溝につきましては、生活環境の充実、交通安全の確保を目的に、当時の北海道開発庁のふゆトピア事業の一環として、旭川開発建設部、旭川土木現業所及び本市で構成する士別ふゆトピア事業推進協議会により、平成3年度から7年までの5カ年間で整備を行い、平成7年12月から運用を開始しているところでございます。

その概要につきましては、国道が2路線3,724メートル、道道が3路線4,108メートル、市道が5路線で2,293メートルの合計10.125キロメートルとなっており、総事業費につきましては約65億2,000万円であります。

また、流雪溝の運営につきましては、運用開始当初から合理的かつ効率的な利用と、安全で最大限の利用が図られるよう、利用者の連絡調整などを目的に、流雪溝管理運営協議会を組織し、適切な運営管理が行われ、今日まで15年間に経過し、雪山のない快適な道路環境の実現に寄与しているところであります。

しかし、井上議員お話しのとおり、空き店舗の増加による空洞化や、利用者の高齢化などにより未投雪箇所が増えるなど、投雪作業の負担増が問題となってきているのも事実であります。降雪量によっては、1日20分間の投雪時間内には作業完了が困難な場合もあるなど、利用者等の投雪作業の負担軽減が今後の課題となっております。

そこで、この流雪溝の投雪サービスを受けている高齢者の利用世帯数についてであります。平成19年度10世帯、20年度9世帯、21年度は9世帯の利用となっております。

また、老齢基礎年金受給高齢者世帯の除雪サービス基準額算定方法の改善とともに、投雪作業が困難となった世帯の救済範囲を広げるため、除雪サービスを見直すべきとのことについてであります。

井上議員お話しのように、除雪サービスを利用することのできる世帯の収入基準要件は、その世帯の収入額が、生活保護費を1.2倍した額以下の収入であることが要件となっております。このため、例えば65歳以上の夫婦世帯で、老齢基礎年金のみを満額受給している場合、その年金額は158万4,200円で、生活保護費133万5,950円を1.2倍した収入基準額は160万3,140円となり、収入基準額が年金額を上回ることから、除雪サービスの対象となるわけであります。しかしながら、70歳以上の夫婦世帯の老齢基礎年金額は、65歳の夫婦世帯の受給額と同額であります。生活保護費は60歳代の方より70歳以上の方が低いため、この保護費を1.2倍した収入基準額は151万4,436円で、年金額が収入基準額を上回ることとなるため、除雪サービスが利用できなくなるところとなっております。

このようなことから、これまではこうした収入基準要件で、サービスを利用することができなくなった70歳以上の高齢者世帯はいなかったところでありますが、今後こうした高齢者がサービスを利用できるよう、収入基準につきましては、70歳代以降におきましても60歳代の保護費をもとに収入基準額を算定することで、除雪サービスが利用可能となりますことから、まずはこうした生活保護費を運用する改善を早急に行ってまいりたいと考えております。

当地方は、冬期間が厳しく長い中で、高齢者の方々の除雪作業につきましては、昨日の小池議員の一般質問にもお答え申し上げましたが、本年実施のひとり暮らし高齢者実態調査においても、日常生活の困り事の中で、除雪作業が一番大変だとの回答が多く寄せられたところがあります。このようなことから、実態調査において除雪が困難となっており、とりわけ早急な除雪サービスが必要と答えた45世帯に対しまして、地域包括支援センターの職員等が訪問、あるいは電話連絡等で制度の紹介とあわせ、除雪サービスの利用申請について働きかけを行ったところがあります。このうち申請があり、収入要件等の基準に該当し、サービスを決定した世帯は2世帯となっており、現在までの除雪サービス利用につきましては、昨年までの利用世帯を合わせ全体で151世帯についてサービスを提供するところとなっております。

今年は初雪が遅く、降雪量も少ないことから、申請が全体的に例年に比べ少ない状況になっておりまして、時期的にも12月に入り、本格的な冬シーズンとなってまいりましたことから、まだ申請されていない世帯と、除雪の困難な世帯に対しては、現在、この促進を図るなど迅速な対応に当たっているところでございます。

ただ、除雪が困難となっている高齢者世帯において、収入要件と基準の関係から、本制度での支援に該当しない世帯も少なくない状況にあるものと考えられるところでございますので、現行制度における収入要件の見直しや、収入基準を上回る方の一部利用負担等の設定、更には除雪サービス支援体制の整備などサービス事業全体について、高齢者を支えるシステムづくりを推進する検討会議において、対象者の拡大等も含め十分協議検討し、適切に除雪支援が図られるよう対応してまいりたいと考えております。

次に、未投雪箇所の実態についてであります。昨シーズンの件数で申し上げますと空き地、空き家等の不在住居が79カ所となっており、そのうちの20カ所ほどは、不定期であります。所有者等が処理されており、完全な未投雪箇所につきましては59カ所となっております。これらの未投雪対策につきましては、所有者等への電話連絡等などにより投雪をお願いすることで対応しておりますが、降雪ごとに適切な処理をされる場所は少ない現状でありまして、投雪が追いつかない箇所の雪山と同様に苦慮しているところでございます。

そういった箇所への補助的な排雪について、一定の基準を設けて進めるべきではないかのお話でございますが、すべての未投雪箇所について、道路管理者が排雪を行うことにつきましては、地域の自主性による快適な冬の生活環境づくりのため整備されております。流雪溝本来の目的にそぐわないと同時に、適切な投雪を実施している利用者との公平性の問題もあるなど、難しい面が多いものと存じます。

しかし、投雪が追いつかない箇所の雪山処理も含め未投雪箇所に対し、管理運営協議会の地区ごとに、地域の方々が共同で投雪を行う場合などには、市が除雪機械を提供し、投雪作業に協力することといたしており、事前に実施日を申し入れていただくよう、例年管理運営協議会総会においてお知らせをしているところであります。また、未投雪箇所のうち交差点部などにつきましては、年3回ほどの除排雪を実施しており、交通安全の確保に努めているところであ

ります。

今後におきましても、交通安全上主要となる部分を中心に対応を図りながら、できる限り投雪の負担が少なくなるよう除雪方法も検討するなど、国、道とともに連携し、流雪溝管理運営協議会とも十分協議しながら、快適で安全な冬道確保に努めてまいりたいと存じます。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 伊藤経済部長。

経済部長（伊藤 暁君）（登壇） 私から、公営住宅との複合店舗と活性化事業についてお答えをさせていただきます。

最初に、まちなか居住推進プロジェクトについてでございますが、プロジェクトを立ち上げる段階に関係する各課が集まり、公営住宅、複合店舗、まちなかのミニ公園及び家庭菜園つき高齢者共同住宅について、今後どのように取り組みを進めるか協議をいたしたところであります。その結果、平成25年度に予定をしております公営住宅複合店舗と、まちなかのミニ公園をあわせて調査検討するプロジェクトを立ち上げることとなり、8月10日、商工労働観光課、土木管理課、建築課及び企画課の担当者9名による、まちなか居住推進プロジェクトを立ち上げたところでございます。

これまでの検討内容につきましては、公営住宅を取り巻く状況、商店街の状況及び今後のスケジュールなどについて協議をし、10月19日には土別まちづくり推進協議会と合同で、富良野市の駅前再開発地区、中心市街地活性化センター及びフラノ・マルシェについて視察を行ったところであります。

次に、商店街の青年や市の若手職員などで組織する土別まちづくり推進協議会との連携につきましては、まちなか居住推進プロジェクトが公営住宅、複合店舗及びまちなかのミニ公園の建設というハード事業を対象とする一方で、協議会は、中心商店街の活性化という大きなテーマについて協議がなされているところでございます。しかしながら、両者とも中心市街地にかかわることを検討しておりますので、プロジェクトの推進に当たっては、意見交換を行うことを確認し、さきにも申し上げましたが、合同での視察研修を行ったところであります。今後におきましても、合同の会議を開催してまいりたいと存じます。

次に、公営住宅複合店舗の目的についてでございますが、具体的には街なかになくなってしまった生鮮食料品を扱う店と、地元農産物や加工品を定期的に販売できるフリースペースを想定しているところでありますが、大きくはコンパクトで生活と密着した商店街づくりであり、また、ミニ公園をあわせて設置することにより、空き地、空き店舗が目立つ中心市街地のにぎわいを創出することです。

また、出店を募る際には、議員お話にありましたように、多くの失敗例もありますことから慎重に進めるとともに、中小企業振興条例の助成事業の適用も考えながら、可能な限り負担のかからないように努めるとともに、フリースペースの利用に当たっては、利用者に過大な負担がかからないように配慮してまいりたいと考えております。

また、計画の実施に当たっては、一定の期間がありますことから、まちづくり推進協議会のみならず多くの関係団体の御意見を伺いながら、本市の実情に見合ったものとなるよう、また、中心市街地の活性化につながるよう慎重に協議を進めてまいりたいと存じます。

次に、農・商・工・消による戦略会議についてでございますが、本市において農・商・工・消の関係者が集まる団体としては、ラブ士別バイ士別運動推進協議会がございます。平成21年度においてこの協議会に消費者の視点を加え、戦略会議の機能を果たすために、消費者協会、自治会連合会、青年会議所、連合の4団体に加入をいただき、幹事会、総会などの会議に出席をいただいているところでございます。

また、本年度においては、戦略的機能を明確にし、全市的な課題について検討することを目的に、協議会の中に戦略会議を置くこととし、既に幹事会において承認され、年明けに予定されております臨時総会において設置を決定する予定であります。具体的な取り組みにつきましては、課題ごとに関連する団体により、戦略プロジェクトを立ち上げて実施してまいる考えであります。

戦略会議での本格的な協議検討は今後になりますが、現在は先行事業として、多寄春小麦の会が取り組んでおります春小麦のしょうちゅうを農・商・工・消連携と位置づけ、来年6月の販売に向け、関係団体が鋭意協議検討を重ねているところでございます。

また、協議会では、産業フェアの開催場所、開催内容について協議するとともに、フェア終了後には、出店団体へのアンケートや、主催団体と出店者との意見交換会を実施し、今後のあり方について協議を進めているところでございます。

戦略会議に当たっては、士別市の将来を見据え、各関係団体と連携し全市的かつ戦略的に取り組まなければならない課題について協議検討を進め、本市の更なる振興を目指してまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 9番 谷口隆徳議員。

9番（谷口隆徳君）（登壇） 平成22年第4回定例会に当たり、通告にしたがいまして一般質問をいたします。

来年度の予算編成方針の基本的な考え方の中にあります、創設予定のまちづくりための特別枠についてお伺いをいたします。

市民の意見などを集約して市長が採択する特別枠を設けるとされ、説明にありますように、住民福祉の向上を第一に考える自治体運営を進めていく上においては、市民と行政が課題や情報を共有することが重要であり、そのために市民の意見を可能な限り集約して採択し、施策に反映していくとされております。

そこには、当然ながら予算措置が必要となるものであります。私は、このような政策は市民が市政への参加、参画することへの意識と、責任を負うことについての課題を市民に与えるものだ大変注目しております。また、多くの意見や提言を期待するものであります。それは、

住民サービスの新しい展開、公共サービスつまり地域社会で幸福に生きていくために、だれもが共通して必要としていること、みんなに関係している、あるいはみんながアクセスできるという市民参加のまちづくりの意味でも大変重要であり、そして更に、民間の力と行政の担う力が連携していくことによって、地域力を活性化させ、地域自治組織が強化され、協働の活動の推進、住民自治の充実につながるものだと考えます。

そこでまず、この特別枠の設定についての考え方について、また、地域の懇談会等を通じて事業をどの程度予測されるのか、期待しておられるのかお聞かせください。

更に、この政策を通して、これからの地域力、地域自治の活性化や市民との協働の推進についての考え方をお尋ねいたします。

この特別枠を実施するに当たり、市長とのふれあいトーク、地域政策懇談会、地域担当職員などによって市民の意見の収集が図られ、集約されるということではありますが、これらの意見集約をどのようにして行われるのか、また、どのように意見をまとめて政策として反映して進めていくのかお尋ねをいたします。

更に、この特別枠の創設は、今後継続することが重要かつ必要と思われれます。現在、制定が進められております本市の自治の基本、（仮称）まちづくり基本条例に自治体運営の基本理念として多くの場合、市民の参加または参画と協働が規定されることとなるでしょうが、住民参加の政策提言の事項として、条例の中にどのように反映され、盛り込まれるのかお伺いいたします。

次に、ゆかりの会などとの交流促進についてお伺いをいたします。

さきに行政報告にありますように、去る10月御縁をいただきまして本市より牧野市長初め9人の関係者の中に入って、東京土別ゆかりの会に参加させていただきました。当日、総会、そして懇親会が開催され、会場には約70人の東京近隣の在住者が集まり、盛大に開催されました。また以前にも、土別ふるさと会にも出席させていただきました。土別から札幌に出られた方の多さに驚きましたし、いろいろなお話も聞かせていただいたことを思い出します。

このたび、参加して懇談させていただく中で、土別の近況などいろいろな話題になるのでありますけれども、参加されている方々と、世代や出身地域や人的関係などの話題になると、なかなか話が進んでいかないということも感じられました。離郷された方と市民の交流ということと考えますと、土別から多くの市民の方々が参加できる体制がとれないか、それによって話題も広がり、より充実したものになるのではないかと思います。多くの方が参加することにより、市民レベルでの交流を広げることによって人的な交流が進み、本市へ来ていただける交流人口の増加につなげていくことになるのではないかと、また、ふるさとへの意識が深まるのではないだろうかと思えます。

来年は、東京から土別訪問ツアーを組んでいきたいとの会長のごあいさつがありました。市長もぜひ来てほしいとのあいさつがあり、来年、東京から多くの方が来られることと思えます。話の中で、いつごろかいいかということもありました。土別市のイベントなどの情報を、東京

の会へしっかりと伝えていくことの必要性も感じられました。

このように考えますと、札幌及び東京の方々に対して、本市の情報がどのように伝達されているのか、会だけではなく直接個人に対して土別の情報を伝える何らかの方策も必要と思われませんが、今までどのように対応してきたのか、また今後、どのようにしていくのかお伺いをいたします。

更に、多くの市民の参加を求めていくことも必要と考えますが、今後の交流体制についてお伺いをいたします。また、参加者は毎年変わりますので、本市からの参加者に対してどのような人が参加し、どこの地域なのか、年齢、職業などは個人情報の問題もありますが、より交流を深めるために事前に状況を知ること必要と思われまます。何か手だてがあればと思いますが、考えをお伺いいたします。

なお、いじめ、不登校の質問につきましては、昨日の小池議員の質問と重複いたしますので、取り下げいたします。 （降壇）

議長（山居忠彰君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 谷口議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に私から、まちづくりのための特別枠について答弁申し上げ、ゆかりの会等との交流促進については総務部長から答弁申し上げます。

まず、新年度に創設予定のまちづくりのための特別枠の考え方についてであります。

昨年10月、市長就任の際の所信表明及び本年度の市政執行方針でも申し上げたところでありますが、地域主権社会が進展する中であって地域の自主、自立が強求められている現在、新しいまちを創造するためには、何よりも市民と行政がまちづくりの課題を共有し、しっかりとビジョンのもとに地域の発展を目指していかなければならないと考えております。

そのためにも、まちづくりの主役は市民であることを再認識するとともに、私自身の行動や市政に対する考え方、更に市政情報を積極的に公開し、市民と情報を共有することが必要であるとの考え方に立ち、市長に就任以降、まちづくりふれあいトークを初め市長への手紙の導入、こども夢トークの開催、市民の声ボックスの設置など市民の声を聴取する機会を拡充するとともに、市長の公務日誌、交際費、幹部会議及び各種会議につきましても広報誌やホームページで公開するよう努めてまいったところであります。

また、市職員が直接地域の中に入っていき地域担当職員制度も新たに導入し、これまで65歳以上ひとり暮らし高齢者実態調査に取り組むとともに、現在、各自治会との共催により地域政策懇談会も開催する中で、市民ニーズの把握に努めているところであります。

そこで、まちづくりのための特別枠についてありますが、住民福祉の向上を第一とする自治体運営は、市民と行政が課題や情報を共有し、予算に反映することが重要であります。これまでも、各担当部局においてさまざまな手法により市民の声を施策に反映したところでありますが、こうした声はもとより市民活動における声なき声、あるいは市政が抱える課題についても改めて検証を加え、できる限り予算に反映したいと考え、新たな試みとしてお尋ねのまちづ

くりのための特別枠を設けようとするものであります。

谷口議員のお話のように、こうした取り組みにより市民の声が広く施策に反映されることによって、限られた予算の中でより効果的な施策を推進するとともに、今後市民がより積極的に市政運営に参加する意識が芽生えることで、地域力の向上につながっていくことを期待しているところでもあります。

次に、意見集約及び政策反映の方法についてであります。

これまでの予算編成においては、各部局で施策を練り上げ、市長査定事業として予算を要求し、その中から財源や優先順位などを考慮して予算づけをしておりましたが、まちづくりのための特別枠については、合併特例振興基金の活用なども視野に一定の財源を確保した上で、まちづくりふれあいトークを初め市長への手紙、市民の声ボックスや地域政策懇談会などを通じて寄せられた市民の声を集約し、その中から事業を採択、実施決定した後に担当部局に具体的な施策の構築を指示し、実施してまいりたいと考えております。

そこで市民からの声であります。市長への手紙は昨年12月から82通で、その内容等に関するものが70件、意見・提言が65件、苦情その他で22件。次に、9月から市内公共施設25カ所に設置した市民の声ボックスには38通、そのうち要望が26件、意見・提言が22件、苦情その他で8件となっております。次に、10月から実施しております地域政策懇談会は、一部自治会を除き年内中にはおおむね終了する予定となっておりますが、この懇談会では、市の主要な政策課題の一つであります公認パークゴルフ場の建設や、つくも水郷公園の再整備のあり方について伺うとともに、市の各種事業や地域の環境整備に関する意見と地域要望をお聞きしたところでもあります。

寄せられた主な要望、意見といたしましては、市立病院の経営や地域医療の確保に関することを初め、子育て支援、高齢者等の福祉対策、除雪体制の拡充、生活道路の整備、バス路線の拡大、地域産業の活性化など、各世代や各地域が抱える課題の解決を求める傾向にありました。

この特別枠につきましては、多くの市民がかかわるソフト事業を主に考えており、例年多くの要望が寄せられる道路の簡易舗装や側溝などの地区環境整備につきましては、従来の予算を確保した上で、これまでどおり自治会要望などにより事業を決定してまいりたいと考えております。

次に、（仮称）まちづくり基本条例との関連についてであります。

申し上げるまでもなく、住民ニーズやライフスタイルの多様化、個別化などにより、従前のように、行政が直接対応するサービスだけでは個別の課題への対応が困難な状況となっており、社会環境のめまぐるしい変化に対応していくためには、市民と行政の信頼関係を築くことはもとより、みずからのまちはみずからの手で作るという住民自治のまちづくりの視点が、これからのまちづくりに極めて重要な取り組みとなっております。

このため、私のマニフェストの一つであります（仮称）まちづくり基本条例の制定に向けては、当初から市民の参画をお願いし、市民みずからが主体的に条例に盛り込む内容を検討して

いただくため、振興審議会委員や各種団体代表者、公募委員など市民34名からなる検討市民委員会を8月10日に設置し、これまで全国で初めて条例を制定したニセコ町への視察研修と、6回に及ぶ検討会議が精力的に行われてきているところであります。今後は、自治に関する基本理念、基本原則や協働のまちづくりを推進するための仕組みに加え、市民、議会、行政の責任と役割等を示した市政運営に関する基本的な事項等を委員会で集約の上、提言をいただく予定であります。現在、条例に盛り込むべき具体的な項目と、条文内容等について熱心な意見交換が行われており、今月中には、条例の骨格となる体系案が取りまとめられる予定となっております。

そこで、御質問にありました住民参加の政策提言についてであります。現時点ではまだ具体的な検討には至っておりませんが、真の協働のまちづくりを展開する上では、市民参加による自治体運営こそが地域力を向上させることを基本に、今後、市民の意見や提言がまちづくりに反映される制度設計については、検討市民委員会の皆様との意見交換を更に深めながら、本市にふさわしい条例づくりを進めてまいりたいと考えているところであります。

以上申し上げます、私からの答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君）（登壇） 私から、東京土別ゆかりの会等との交流促進についてお答えいたします。

ゆかりの会等との交流につきましては、東京土別ゆかりの会並びにさっぽろ市土別ふるさと会の総会が開催される際に、市、市議会のほか、商工会議所等の各団体からそれぞれご出席をいただき、首都圏、札幌圏にお住まいの本市にゆかりのある方々との交流を続けてきたところであり、このほかにもさっぽろふるさと会の皆様には、毎年、土別市産業フェアにも参加をいただくなど、市民交流を進めてまいりました。

お話のように、さっぽろ市土別ふるさと会総会には、例年本市からは20名から30名の方々が参加、東京土別ゆかりの会総会には、おおむね10名程度の方が参加しており、いずれも会員を含め総勢約70名の方々が出席する中、盛大に開催されております。

そこで、ゆかりの会等に対する情報の発信についてであります。

ゆかりの会、ふるさと会に対しては、これまで総会等の際には、本市の観光パンフレット等の資料を配布するほか、事務局の方には毎月広報しべつをお送りしておりますが、個々の会員に対してはこうした広報誌を初めとする資料等の情報提供は行っておりません。ゆかりの会においては、毎年総会前に会報が発行され、一定の本市の情報も発信されているところでありますが、より身近な土別の情報を提供することも意義あることでもありますので、事務局を担っている方の御意見も伺いながら、本市ホームページでの情報発信や、メールによるふるさと便りなども含め、どのような情報提供が望ましいのか協議するとともに、本年、みよし市との10周年を記念し制作した、土別の四季折々の様子を紹介するDVD等の活用についても検討してまいりたいと考えております。

次に、今後の交流体制についてであります。

ふるさと会会員の高齢化も進み、一方で若い会員の入会は少ないといった課題も抱えておりますが、多くの市民が参加し、交流を広げていくためには、総会への参加はもとより、さまざまな世代の方々と多様な交流を進めていくことが大切であります。特に、来年は東京ゆかりの会の皆さんによる土別訪問ツアーも計画されておりますので、地元のイベント等を通じ、多くの市民との交流の場が設けられるよう、市内関係団体の皆様と受け入れ体制について協議の上、対応してまいりたいと考えております。

また、東京あるいは札幌への総会には、行政、市議会を初め市内関係機関の方々が参加しておりますが、一部には、ふるさと会との交流機会をもう少し拡充してはとの意見もありますので、参加を希望する方の対応が可能かどうか事務局と協議をさせていただくとともに、出身地域や年齢など総会参加者の情報については、より交流の輪を広げていくためには必要なものはありますが、個人情報との関連もありますことから、その取り扱いについては各団体と協議し、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） ここで昼食を含め、午後 1 時 30 分まで休憩いたします。

（午前 1 1 時 3 6 分休憩）

（午後 1 時 3 0 分再開）

議長（山居忠彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

12番 山田道行議員。

1 2 番（山田道行君）（登壇） 一般質問を行います。

まず、先に今後の農業についてでございますけれども、てん菜作付の件についてと、もう一つ空中散布の件につきましては、さきに菅原議員、神田議員が質問をしたということで、私のほうは取り下げさせていただきます。

次に、低炭素むらづくりモデル事業による堆肥化施設整備の取り組み状況について。

まず初めに、平成23年度に施設設置計画をしている低炭素むらづくりモデル事業による生ごみや汚泥、野菜残渣の効率的に活用するための堆肥化施設への取り組みについてお伺いいたします。

今年の農畜産の生産状況につきましては、地球温暖化による気象変動によるものなのでしょいか、夏の集中豪雨や異常高温などにより作物生産に大きな影響を与え、農家所得が減少するなど地域経済への波及も危惧するところでもあります。これらのことから、これらの外的要因に対処するためには土づくりが最も肝要なことから、本市の農業農村活性化計画において、堆肥の施用が推進され、この役割を一部補うもので今回の堆肥化施設の整備が進められているもの

と思います。

一方、異常気象などの要因と言われております地球温暖化防止対策も、世界的な重要課題として取り組みが進められていますが、今回の事業への取り組みに当たっては、低炭素むらづくりモデル事業により、本年度から25年度までの4年間で事業を実施されることになっております。当然ながら、地球温暖化防止対策としてCO<sub>2</sub>排出削減や、新エネルギーの普及推進などが想定されると思いますが、本市における低炭素むらづくりというものを今回の施設整備のもとに、具体的にどのように作り上げようとしているかお伺いいたします。

2点目は、先般、私が行政視察の機会があり、鹿児島県出水市野田町の堆肥センターを視察をしてまいりました。そこでは、畜ふんと汚泥を原料として堆肥生産をしていましたが、窒素分が高くて利用先が限られ、その利用者も減少傾向にあり、堆肥の販売先に苦慮しているとの状況でありました。この原料割合が鶏ふん、牛ふん、豚と汚泥で2対1対1とのことでしたが、今回本市が計画をしている堆肥の製造に当たっては、どのような成分を見込んでいるのか、利用先の確保は大丈夫なのかをお伺いいたします。

次に、来春卒業予定の高校生の就職内定状況と対応についてであります。御承知のとおり、世界同時不況の中で我が国経済は戦後最大の落ち込みになりましたが、その後、今年の春ころから今年の前半までは穏やかに持ち直してきました。しかし、雇用情勢は失業率が5%台の高水準で推移するなど厳しい状況が続き、全体として、回復までには至っていない状況となっております。更に、ここに来て景気回復の勢いは明らかに鈍化しており、景気の先行きに対する見通しも厳しさを増しています。

そこで、まず、今日の北海道、とりわけ道北地域の就職実態がどのような状況になっていて、どのように分析しているのかについてお知らせください。

それに、更に今回、今月16日に厚生労働省が発表した9月末現在の来春卒業予定の高校生の就職内定率によりますと、北海道は17.2%で全国内定率の40.6%を大きく下回り、沖縄県に次いで2番目に低い厳しい状況となっております。土別市内の高等学校の来春卒業予定者の就職内定状況について、現段階ではどのような状況にあるかをお知らせください。

また、就職希望者の就職に向けて、今後どのような対応策を考えているのか、この点についてもお聞かせください。厳しい状況下には置かれておりますが、とにかく1人の未内定者も出さないという意気込みで関係機関との連携を図り、万全の対策をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。（降壇）

議長（山居忠彰君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 山田議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に私から、低炭素むらづくりモデル事業による堆肥化施設整備の取り組み状況について答弁申し上げ、市内高校生の就職については経済部長から答弁申し上げます。

本市農業の土づくりにおいて、堆肥などの有機物資材が不足する中で、生ごみ、下水汚泥、野菜残渣を効率的に活用するための堆肥化施設の整備については、継続的に今日まで検討して

きたところであります。

そこで、平成21年度に農村地域の太陽光や水力などの自然エネルギーを効率的に活用し、温室効果ガスの削減に向けた活動により、農業農村の活性化を目指すとする低炭素むらづくりモデル事業が創設されました。

このため、当初計画の堆肥化施設に加え、これに必要な電力を自然エネルギーの太陽光発電により行うための施設を併設することとして、事業に応募したところでありますが、全国で7カ所、道内では唯一本市の事業が採択されたところであります。

そこで、この事業の目標に向け、施設整備を通して具体的にどのようにつくり上げようとしているのかとお尋ねであります。

本事業では、自然エネルギーの活用による温室効果ガスの低減により、農畜産物への付加価値化や地域の活性化を目指す低炭素むらづくり計画を策定する中で、施設整備へとつなげることが必要とされています。本年度はこの計画を策定し、家畜や農産物などから排出されている温室効果ガスの排出量を把握し、自然エネルギーを活用した施設の導入手法を検討するとともに、施設導入後、平成25年度までの温室効果ガス削減量の検証方法と達成状況の確認手法についても、システム化する必要があります。

この事業に当たりましては、専門業者への委託事業により実施しているところでありますが、事業を提案した段階の考え方で申し上げますと、第1に生ごみを埋め立て処理から堆肥化する、第2にもみ殻を焼却処理から水分調整剤として利用する、第3に一部焼却している汚泥についても堆肥化する、第4に堆肥化に必要な施設で利用される電力の一部を太陽光発電により補うことなどであり、これらのことにより、温室効果ガスの削減を見込んでいるところであります。

また、本市の温室効果ガスの排出量の把握と削減対策やその効果など、この内容を周知するためにパンフレットなどを配布し、市民一体となった取り組みを計画しているところであります。

次に、この事業により堆肥化される堆肥の肥料成分の見込みについてであります。

現在、堆肥化施設の基本計画を策定中ではありますが、生ごみと汚泥はそれぞれ区別して堆肥化し、野菜残渣につきましては、現在稼働中の農協の堆肥化施設めぐみ野土別において、牛ふんと混合して堆肥化する計画としております。

このうち、特に汚泥につきましては、肥料取締法に基づき重金属の許容値が定められておりますので、処理計画では水分調整剤を加えて堆肥化することにより、この許容値を大きく下回ることも試算しておりますが、定期的に調査するなど安心して活用していただけるよう、適正な管理に努めることとしていただいております。

そこで、肥料成分の見込みについてではありますが、平成17年に生ごみ、汚泥、野菜残渣をもみ殻を用いて堆肥化試験を行っておりまして、その成分分析の結果では、肥料成分の窒素、リン酸、カリの含有量は、めぐみ野土別の牛ふん堆肥に対し、カリ含量が若干低いものの、窒素、リン酸は同じ程度でありましたので、肥料効果はもとより、有機質資材としても十分活用できる

ものと見込んでいるところであります。山田議員のお話にありました視察先の堆肥原料には、窒素分が牛ふんの2～3倍とされる豚ふんや鶏ふんを含んでおりますので、堆肥においても窒素分が高くなり、利用に当たっては支障となったものと考えているところであります。

次に、利用先の確保についてであります。

本市では土づくりを大きな柱と位置づける中で、有機質資材の堆肥の投入を推進しておりますが、堆肥の供給方法といたしましては、畜産農家から耕種農家への直接供給されるもの、農協や集団組織で運営している堆肥化施設から供給されるものがあります。しかしながら、農家からは堆肥の需要が多いことから、恒常的に供給不足の状況となっております。このため、農協が窓口となり、土別市以外から本年度は3,900トンの堆肥を購入している実態となっております。

今回整備計画をしている堆肥化施設では、製品化の最終段階に異物除去装置を設置し、運搬や散布の際などでも取り扱いやすく、肥料成分も明らかにした堆肥の製造を予定し、更には、以前実施したアンケート調査においても、全体の3割以上の農家が利用を希望している状況から、十分活用されるものと考えております。

以上申し上げて、私からの答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 伊藤経済部長。

経済部長（伊藤 暁君）（登壇） 私から、市内高校生の就職内定状況についてお答えをいたします。

最初に、北海道及び道北地域の雇用状況についてであります。本年10月の北海道労働局の雇用失業情報によりますと、北海道の雇用情勢は厳しい状況にあるものの、持ち直しの動きがついていると分析されているところであります。

また、道北地域につきましては、和寒から中川までの上川北部地域及び枝幸町、浜頓別町、中頓別町の2市8町1村を管轄しておりますハローワーク名寄の10月の雇用情報によりますと、名寄管内の月間有効求人倍率は0.6倍となっており、前年同月よりわずかに上昇しております。新規求人数は231人で、11カ月ぶりに前年同月を下回りましたが、月間有効求人数では586人となり、13カ月連続で前年同月を上回っております。

新規求人を産業別で見ますと、農業、林業、漁業で7人、卸売業、小売業で11人増加をしておりますが、一方、製造業で8人、宿泊業、飲食・サービス業で39人が減少をしております。また、求職の動向でございますが、常用雇用を希望する新規求職者は231人で、前年同月比46人減少となっており、月間有効求職者数は975人で、前月比、前年同月比とも減少をしております。

これらの状況から、道北地域の雇用情勢は求職者が求人を大きく超えている状況は依然変わらず、求職者にとりましては厳しい状況が続いているところであります。

また、けさの北海道新聞での報道によりますと、道内の高卒者の就職内定率が33%と報道されておまして、高校の新卒者の就職内定についても厳しい状況が続いているものと思われま

す。

次に、土別市内の高等学校の卒業予定者の就職内定状況と、今後の対応策についてでございますが、11月末時点での就職内定者の状況について申し上げますと、土別翔雲高校は、卒業予定者195人のうち就職希望者は昨年同月より2名多い141人であり、就職内定者は23人で、内定率は56.9%となっております。昨年同月、同時点と比べ、9.8ポイント下回っております。また、土別東高校は、卒業予定者19人のうち就職希望者が昨年同月より6名多い14名であり、就職内定者は5名で、内定率は35.7%となり、昨年同月と比べ22.5ポイント上回っているところでございます。これら市内2校の就職が内定していない人数は27人で、昨年に比べ7名多く、就職内定率では56.9%となり、昨年同月比0.5ポイント低下している状況であります。

新規学卒者の就職促進の取り組みといたしましては、6月21日に名寄公共職業安定所、上川総合振興局、上川教育局及び市の連名による新規高卒者に対する早期求人要請のほか、ハローワーク土別、剣淵高校を含む土別地域3校の進路担当者、土別商工会議所、朝日商工会及び市担当で組織しております新規学卒者の進路状況打ち合わせ会議を5月24日に開催し、その後6月、11月にも会議を開き、雇用情勢や進路状況についての情報交換や就職対策にかかる協議を行ってきているところでございます。

また、新たな取り組みといたしまして、7月22日にハローワークのほか関係機関との連携により、高校生のための企業見学会を実施し、市内2カ所の事業所を高校生14名が参加、見学いたしましたところであります。更に、8月25日には名寄市において、高等学校卒業者向け企業説明会を開催し、13の事業所の参加協力をいただき、土別、名寄地区の卒業予定者68名が参加しており、そのうち土別地区からは10名が参加したところであります。

市の今後の対策といたしましては、現在、市内2校の就職未内定者が少しでも早く、そして1人でも多く就職内定を得られるよう、市内事務所に対し新規高卒者の求人要請を行うとともに、年明けには、地元就職促進会の開催を予定するなど、引き続き高校を初めハローワークなど関係機関と密接に連携し、未内定者の早期の就職内定に向けた取り組みを強化してまいります。

以上申し上げます、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後 1時50分散会）